

平成27年度地方債同意等基準 平成27年総務省告示第162号

第一 総括的事項

一 地方債同意等基準の策定方針等

- 1 地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第11項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。
- 2 平成27年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成27年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二 地方債協議等のスケジュール等

- 1 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第2項若しくは地財令第21条第2項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第1項に規定する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）に係る同条第2項若しくは地財令第21条第2項に規定する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）の上半期原則として、通常の場合の協議等にあつては9月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあつては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるどくろにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。
- 2 地方債の同意等に關する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間には、協議等から同意等まで、おおむね1ヶ月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。
- 3 本基準における用語の使用については、地財令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）の例による。
- 4 本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第一 総括的的事項

一 地方債協議等の策定方針等

- 1 地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第11項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。
- 2 平成26年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成26年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二 地方債協議等のスケジュール等

- 1 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第2項若しくは地財令第21条第2項に規定する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）の上半期原則として、通常の場合の協議等にあつては9月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあつては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるどくろにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。
- 2 地方債の同意等に關する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間には、協議等から同意等まで、おおむね1ヶ月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。
- 3 本基準における用語の使用については、地財令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）の例による。
- 4 本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

平成26年度地方債同意等基準 平成26年総務省告示第151号

第一 総括的的事項

- 1 地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第11項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。
- 2 平成26年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成26年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二 地方債協議等のスケジュール等

- 1 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第2項若しくは地財令第21条第2項に規定する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）の上半期原則として、通常の場合の協議等にあつては9月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあつては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるどくろにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。
- 2 地方債の同意等に關する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間には、協議等から同意等まで、おおむね1ヶ月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。
- 3 本基準における用語の使用については、地財令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）の例による。
- 4 本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二 協議団体に係る同意基準

一 一般的同意基準

- 1 一般的的事項
 - (1) 地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。
 - (2) 地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

2 地方債を財源とする事業

- 地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政

第二 協議団体に係る同意基準

一 一般的同意基準

- 1 一般的的事項
 - (1) 地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。
 - (2) 地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

2 地方債を財源とする事業

- 地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政

運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても留意するものとする。

(1) 公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもつて充てることとされる経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもつて充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費、準建設改良費等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該事業により生じる収入及び合理的な期間内における他会計繰入金等によって、確実に回収されると認められるものであること。

(2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことにより元利償還の平準化や償還年限の延長であることを図ること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確定と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行ふことに合理性があるものであること。

(3) 借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものにおいては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことにより元利償還の平準化や償還年限の延長であることを図ること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確定と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行ふことに合理性があるものであること。

(4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費（以下「災害復旧事業費等」という。）の財源に充てるための地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公用施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のあること。

(5) 公共施設の建設事業費の財源に充てるための地方債については、地財法第5条第5号に定める法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

(6) 補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第5条第5号に定める法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

(7) 公共団体における公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債については、長期的視点から総合的かつ計画的に行われるよう策定する公共施設等の総合的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われることにより、財政負担の軽減、平準化等が図られるとして認められるものであること。

運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

- (1) 公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもつて充てることとされる経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもつて充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費、準建設改良費等の公営企業に要する経費が合理的な期間内における他会計繰入金等によって、確実に回収されると認められるものであること。
- (2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことにより元利償還の平準化や償還年限の延長であることを図ること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確定と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行ふことに合理性があるものであること。
- (3) 借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないものの、施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長であることを図ること。また、災害救助事業がある場合等であって、借換後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内である等当該地方公共団体の財政運営上、適切と考えられるものであること。
- (4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費（以下「災害復旧事業費等」という。）の財源に充てるための地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公用施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のあること。
- (5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債については、当該事業に係る地方債の元利償還を主として税等によることが適当と認められる事業であることを図ること。また、災害救助事業のうち地方債を財源とする割合が、世代間の負担の公平等の観点から適当と認められる範囲内のものであること。
- (6) 補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第5号に定める法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。
- (7) 公共団体における公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債については、長期的視点から総合的かつ計画的に行われるよう策定する公共施設等の総合的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われることにより、財政負担の軽減、平準化等が図られるとして認められるものであること。

3 債還年限等に関する事項
　　債還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の債還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の債還年限が最長30年であることに

3 債還年限等に関する事項

　　債還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の債還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の債還年限が最長30年であることに

及び準建設改良費（以下「建設改良費等」という。）に係る公営企業債にあつては最長40年）であることに照らし、原則として、償還年限は30年以内（建設改良費等に係る公営企業債にあつては40年以内）とすることが適当であるものとする。

なお、複数の目的の地方債を一括して民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金をいう。以下同じ。）により発行する場合には、当該複数の目的を考慮した償還年限を設定することが必要であるものとする。

(1) 公営企業債の償還年限については、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費等に係る公営企業債の償還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によって賄われる期間内のものとすること。

なお、施設の耐用年数が著しく長期であること等により、資本費の平準化を図るべき合理性を有する場合には、一定の元金償還金について、公営企業債を財源とすることができるものであること。

(2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債の償還年限については、出資金にあつては、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がどれもものであること。貸付金にあつては、当該貸付けの償還年限との均衡がどれもものであること。

(3) 借換債の償還年限については、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。

(4) 災害復旧事業費等の財源に充てるための地方債の償還年限については、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。

(5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債の償還年限については、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数に対し、世代間の負担の公平の観点から、適当と考えられる範囲内のものであること。

- 4 資金に関する事項
- (1) 公的資金
原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。
- (2) 民間等資金
地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであつて、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。

二 協議に当たつての事業区分

- 1 通常取支分
地方債（通常取支分）の協議に当たつては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2の1及び2の2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。

二 協議に当たつての事業区分

- 1 通常取支分
地方債（通常取支分）の協議に当たつては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2の1及び2の2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。

照らし、原則として、償還年限は30年以内とすることが適当であるものとする。
なお、複数の目的の地方債を一括して民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金をいう。以下同じ。）により発行する場合には、当該複数の目的を考慮した償還年限を設定することが必要であるものとする。

- (1) 公営企業債の償還年限については、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費及び準建設改良費（以下「建設改良費等」という。）に係る公営企業債の償還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によつて賄われる期間内のものであること。
- なお、施設の耐用年数が著しく長期であること等により、資本費の平準化を図るべき合理性を有する場合には、一定の元金償還金について、公営企業債を財源とすることができるものであること。
- (2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債の償還年限については、出資金にあつては、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がどれもものであること。貸付金にあつては、当該貸付けの償還年限との均衡がどれもものであること。
- (3) 借換債の償還年限については、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。
- (4) 災害復旧事業費等の財源に充てるための地方債の償還年限については、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。
- (5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債の償還年限については、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数に対し、世代間の負担の公平の観点から、適当と考えられる範囲内のものであること。

- 4 資金に関する事項
- (1) 公的資金
原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。
- (2) 民間等資金
地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであつて、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。

(一) 一般会計債

(一) 一般会計債

- (1) 公共事業等
公共事業等については、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする（ただし、他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。なお、国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業については、公共事業等の対象ではなく、（-）の(2)以下の事業の対象とするものとする。）。

- (2) 公営住宅建設事業
公営住宅建設事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。
- ア 公営住宅その他の公的賃貸住宅の整備事業等
イ アの事業に関する事業
ウ 空き家再生等推進事業（公的賃貸住宅等として整備するものに限る。）
エ アイ又は住宅資金等貸付事業

- (3) 災害復旧事業
災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。
ア 补助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業
次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公団体の負担金を含む。）
(7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条、公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第3条及び公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定に基づき国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業

- (1) 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業
(2) その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（(1)に掲げるものを除く。）
(3) その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び(7)から(9)までに掲げるものに準ずる災害復旧事業
イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項に基づく歳入欠かん債及び災害救援債
ウ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第1項及び第2項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業
エ 地方公営企業災害復旧事業
オ 公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業
カ 一般単独災害復旧事業（公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、

アの対象とならなかつたもので、イからオまでに掲げるものを除いたもの
並びに単独の災害関連事業をいう。) (6) (c)

(4) 教育・福祉施設等整備事業

① 学校教育施設等整備事業

学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イに掲げるもの及び都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

(2) 社会福祉施設整備事業

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

(3) 一般廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

ア し尿処理施設整備事業

イ ごみ処理施設整備事業

ウ 清掃運搬施設等整備事業

(4) 一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(f) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業

(g) 沖縄振興特別推進交付金事業

(h) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）

(i) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）

(j) 出資金・賃付金（チツソ分）

(k) 防災集団移転事業

(l) 豪雪対策整備事業

(m) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるもの）

(n) 産業廃棄物不法投棄対策事業

(o) 公害防止対策事業（ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去）

アの対象とならなかつたもので、イからオまでに掲げるものを除いたもの
並びに単独の災害関連事業をいう。)

(4) 教育・福祉施設等整備事業

① 学校教育施設等整備事業

学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イに掲げるもの及び都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

(2) 社会福祉施設整備事業

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

(3) 一般廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

ア し尿処理施設整備事業

イ ごみ処理施設整備事業

ウ 清掃運搬施設等整備事業

(4) 一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(f) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業

(g) 沖縄振興特別推進交付金事業

(h) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）

(i) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）

(j) 出資金・賃付金（チツソ分）

(k) 防災集団移転事業

(l) 豪雪対策整備事業

(m) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるもの）

(n) 産業廃棄物不法投棄対策事業

(o) 公害防止対策事業（ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去）

等の事業に限る。)

- (サ) 地震対策緊急整備事業等
- (シ) 活動火山対策避難施設整備事業
- (ハ) 住宅賃金等貸付事業

(イ) 特定地域再生事業（公用施設又は公用施設の除却事業に限る。）

(ロ) 特定間伐等促進対策事業
イ　國庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ウ 特別転貸借

- (ア) 指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業
- (イ) 外貿埠頭会社等が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業
- (ロ) 港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業
- (ハ) 国土交通大臣が指定する指定会社が行う外貿埠頭の整備事業
- (オ) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
- (カ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業に對象とするものとする。

ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に係るものに限る。）
イ　地域介護・福祉空間整備補助金
ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）

工 消防防災設備整備費補助金

(5) 一般単独事業

① 一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他の事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

② 地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、これまで住民生活にとつて大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかつた分野に係る事業（平成21年度までの間に限る。）等地域の活性化のための基盤整備事業（平成21年度までに提出したものとする（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成26年度以降置付けられるものを含む。）及び公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共必要なものを含む。）

等の事業に限る。)

サ 地震対策緊急整備事業等

(イ) 厅舎整備事業

(ロ) 特定地域再生事業（公用施設又は公用施設の除却事業に限る。）

イ　國庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ウ 特別転貸借

- (ア) 指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業
- (イ) コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業
- (ロ) 港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業
- (ハ) 外貿埠頭会社等が行う外貿埠頭の整備事業
- (オ) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
- (カ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業に對象とするものとする。

ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に係るものに限る。）
イ　地域介護・福祉空間整備補助金
ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）

工 消防防災設備整備費補助金

(5) 一般単独事業

① 一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他の事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

② 地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業やこれまで住民生活にとつて大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかつた分野に係る事業（平成21年度までの間に限る。）等地域の活性化のための基盤整備事業（平成21年度までに提出したものとする（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成26年度以降置付けられるものを含む。）及び公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共必要なものを含む。）

施設等の転用事業を対象とするものとする。

- (3) 防災対策事業
防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、
公共施設及び公用施設の耐震化事業並びに自然災害を未然に防止するため
に行う事業を対象とするものとする。
- (4) 地方道路等整備事業
地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及
び林道の整備事業を対象とするものとする。
- (5) 旧合併特例事業
旧合併特例事業については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40
年法律第6号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業
及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年
法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16
年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴
い必要となる事業等又は平成22年3月31日までに合併した市町村において
都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。
- (6) 緊急防災・減災事業
緊急防災・減災事業については、防災対策事業のうち、東日本大震災を
教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、
減災のための地方単独事業等を対象とするものとする。
- (7) 公共施設最適化事業
公共施設最適化事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行
われる公共施設の集約化事業及び複合化事業（全体として延床面積が減少
するものに限る。）を対象とするものとする。
- (6) 辺地及び過疎対策事業
- (1) 辺地対策事業
辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財
政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規
定による総合整備計画に基づいて行う同法第2条第2項に定める公共的施
設の整備事業を対象とするものとする。
- (2) 過疎対策事業
過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措
置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定による過疎地域自立促進
市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備
事業並びに同法第2項に定める事業を対象とするものとする。
- 10 -
- (7) 公共用地先行取得等事業
公用用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は
公用用地先行取得等事業

国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

(8) 行政改革推進債

行政改革推進債については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公用施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で地方債を充当することができるものとする。

(9) 調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。

ア 地方公共団体が行う公用施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、國庫補助負担金の一般財源化並びに自動車関係諸税及び法人住民税法人税割の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額の範囲内で地方債を充当することができる額
イ 地方法人特別税等による減収による減収に係る額について、地財法第33条の5の6の規定に基づき算出した額

(二) 公営企業債

(1) 水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(3) 交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(4) 電気事業・ガス事業

電気事業・ガス事業については、発電事業及びガス事業に係る施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(5) 港湾整備事業

港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(6) 病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

(8) 行政改革推進債

行政改革推進債については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公用施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行えることができるものとする。

(9) 調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。
ア 地方公共団体が行う公用施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、國庫補助負担金の一般財源化並びに自動車関係諸税及び法人住民税法人税割の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額の範囲内で地方債を充当することができる額
イ 地方法人特別税等による減収による減収に係る額について、地財法第33条の5の6の規定に基づき算出した額

(二) 公営企業債

(1) 水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(3) 交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(4) 電気事業・ガス事業

電気事業・ガス事業については、発電事業及びガス事業に係る施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(5) 港湾整備事業

港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(6) 病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

のとする。
ア 病院事業

病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費
イ 介護サービス事業
介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

のとする。
ア 病院事業

病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費
イ 介護サービス事業
介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

(7) 市場事業・と畜場事業
市場事業・と畜場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場、と畜場の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(8) 地域開発事業
地域開発事業については、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業ににおける建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とする（ただし、内陸工業用地等造成事業又は住宅用地造成事業を新たに行う場合は、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

(9) 下水道事業
下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

(10) 観光その他事業
観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもつて充てることができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

(11) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、賃付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する賃付金若しくは出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取扱う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

(10) 観光その他事業
観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもつて充てることができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものとする。）。

(11) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、賃付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する賃付金若しくは出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取扱う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものとする。）。

取り扱うものとする。

(12) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

取り扱うものとする。

(12) 公営企業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(三) 臨時財政対策債

臨時財政対策債については、地財法第33条の5の2第1項の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

(四) 国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

(五) 補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

(六) 減収補填債

(1) 減収補填債

減収補填債については、地財法第5条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、平成26年度の道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに地方法人特別譲与税の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれ実際の税収及び利子割交付金の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額、市町村分については、平成26年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

(2) 減収補填債（特例分）

減収補填債（特例分）については、地財法第33条の5の3の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

(七) その他

上記以外を対象とするものとする。

2 の 1 東日本大震災分（復旧・復興事業）

地方債（東日本大震災分（復旧・復興事業））の協議に当たつては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、（一）の（1）及び（3）、（二）の（1）から（3）まで、（四）並びに（五）に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業（全國防災対策費に係る事業を除く。）に係るものに限る。）。

(一) 一般会計債

(1) 公営住宅建設事業

2 の 1 東日本大震災分（復旧・復興事業）

地方債（東日本大震災分（復旧・復興事業））の協議に当たつては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、（一）の（1）及び（3）、（二）の（1）から（3）まで、（四）並びに（五）に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業（全國防災対策費に係る事業を除く。）に係るものに限る。）。

(一) 一般会計債

(1) 公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、1の(一)の(2)ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

(2) 災害復旧事業

災害復旧事業については、地方公営企業災害復旧事業を対象とするものとする（ただし、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業（全国防災対策費に係る事業を除く。）及び東日本大震災に係る復旧事業として行う地方単独事業に係るものに限る。）。

(3) 一般単独事業

一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。

(二) 公営企業債

(1) 公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、サービス事業、市場事業・介護サービス事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ1の(二)の(1)から(10)までに定める事業を対象とするものとする。

(2) 公営企業に準ずる事業を行なう地方公共団体の出資による法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、1の(二)の(1)に定める取扱いを準用する。

(3) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成27年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(三) 被災施設借換債

被災施設借換債については、旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還しようとする未償還地方債を対象とするものとする。

(四) 国の予算等貸付金債

国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

(五) 捕正予算債

捕正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

2の2 東日本大震災分（全国防災事業）

地方債（東日本大震災分（全国防災事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（た

公営住宅建設事業については、1の(一)の(2)ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

(2) 災害復旧事業

災害復旧事業については、地方公営企業災害復旧事業を対象とするものとする（ただし、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業（全国防災対策費に係る事業を除く。）及び東日本大震災に係る復旧事業として行う地方単独事業に係るものに限る。）。

(3) 一般単独事業

一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。

(二) 公営企業債

(1) 公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業、市場事業・介護サービス事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ1の(二)の(1)から(10)までに定める事業を対象とするものとする。

(2) 公営企業に準ずる事業を行なう地方公共団体の出資による法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、1の(二)の(1)に定める取扱いを準用する。

(3) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成26年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(三) 被災施設借換債

被災施設借換債については、旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還しようとする未償還地方債を対象とするものとする。

(四) 国の予算等貸付金債

国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

(五) 捕正予算債

捕正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

2の2 東日本大震災分（全国防災事業）

地方債（東日本大震災分（全国防災事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（た

だし、(二)及び(三)に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業に係るものに限る。)。

(一) 一般会計債

一般会計債については、全国防災事業を事業区分とし、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業を対象とするものとする。(公営企業債の対象となるものを除く。)。

(二) 公営企業債

(1) 公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、病院事業、港湾整備事業、市場事業、事業、介護サービス事業、市場事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ1の(二)の(1)から(10)までに定める事業を対象とするものとする。
(2) 公営企業に準ずる事業を行つ地方公共団体の出資によるものうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人(附属病院に係るものに対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合は、1の(二)の(11)に定める取扱いを準用する。
(3) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(三) 準正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(1) 基本的事項

地方債の協議に関する手続については、協議・同意事務の円滑化、簡素化等の観点から、地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、別に定めるところにより、事前に総務大臣が都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)ごとに通知する同意予定額(市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの同意予定額)の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うものとする。これを簡易協議手続といい、都道府県及び指定都市ごとに同意予定額を事業区分に応じて定め総務大臣が都道府県及び指定都市ごとに同意予定額が通知された同意予定額の範囲内において通知し、当該都道府県及び指定都市が通知した額の範囲内で各事業別の充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村分にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意予定額を市町村ごとに同意予定額を定めて通知し、各市町村の範囲内で協議された額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

だし、(二)及び(三)に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業に係るものに限る。)。

(一) 一般会計債

一般会計債については、全国防災事業を事業区分とし、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業を対象とするものとする。(公営企業債の対象となるものを除く。)。

(二) 公営企業債

(1) 公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、病院事業、港湾整備事業、市場事業、事業、介護サービス事業、市場事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ1の(二)の(1)から(10)までに定める事業を対象とするものとする。
(2) 公営企業に準ずる事業を行つ地方公共団体の出資によるものうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人(附属病院に係るものに対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合は、1の(二)の(11)に定める取扱いを準用する。
(3) 公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

(三) 準正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(1) 基本的事項

地方債の協議に関する手続については、協議・同意事務の円滑化、簡素化等の観点から、地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、別に定めるところにより、事前に総務大臣が都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)ごとに通知する同意予定額(市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの同意予定額)の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うものとする。これを簡易協議手続といい、都道府県及び指定都市ごとに同意予定額を事業区分に応じて定め総務大臣が都道府県及び指定都市ごとに同意予定額が通知された同意予定額の範囲内において通知し、当該都道府県及び指定都市が通知した額の範囲内で各事業別の充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村分にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意予定額を市町村ごとに同意予定額を定めて通知し、各市町村の範囲内で協議された額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

をいう。

(2) 簡易協議の対象
二の1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)、二の2の1の(一)、(二)の(1)から(3)まで、(三)及び(五)並びに二の2の(一)から(三)までに掲げる事業区分を原則として簡易協議手続とするものとする。

(3) 簡易協議の対象とならない地方債
(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

2 早期協議

民間等資金債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めることにより、早期協議・同意を行ふものとする。

2 早期協議

民間等資金債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めることにより、早期協議・同意を行ふものとする。

(3) 簡易協議の対象とならない地方債
(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

第三 許可団体に係る許可基準

一 健全化判断比率（健全化法第3条第1項に規定する健全化基準以上である場合等）

1 健全化判断比率（健全化法第2条第5号に規定する早期健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第3条第1項に規定する早期健全化基準）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあつては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行ふものとする。

2 早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

(1) 財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行ふものとする。
(2) 財政健全化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を受けた地方公共団体に応じ、健全化法第7条第1項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、1による財政健全化計画の策定後に許可を行ふものとする。

二 その他実質赤字額により許可を要する場合

1 実質赤字額解消計画の策定

地財法第5条の4第1項第1号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

2 実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

(1) 実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行わ

二 許可団体に係る許可基準

一 健全化判断比率（健全化法第3条第1項に規定する健全化基準以上である場合等）

1 健全化判断比率（健全化法第2条第5号に規定する早期健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第3条第1項に規定する健全化基準）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあつては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行ふものとする。

2 早期健全化基準の地方債の許可基準

(1) 財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行ふものとする。
(2) 財政健全化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を受けた地方公共団体に応じ、健全化法第7条第1項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、1による財政健全化計画の策定後に許可を行ふものとする。

二 その他実質赤字額により許可を要する場合

1 実質赤字額解消計画の策定

地財法第5条の4第1項第1号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

2 実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

(1) 実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行わ

れている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行うものとする。

(2) 実質赤字額解消計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1 公債負担適正化計画の策定

地財法第5条の4第1項第2号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2 公債負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

(1) 公債負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行ふものとする。

(2) 公債負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、公債負担適正化計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

四 地方公共団体の組合等の場合

1 地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの方公共団体が設置団体である地方開発事業団については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

2 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

五 不適正行為により許可を要する場合

1 元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず若しくは許可を受けずに起債を行った地方公共団体若しくは虚偽記載等不正を行った地方公共団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

六 標準税率未満により許可を要する場合

1 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は

れている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行うものとする。

(2) 実質赤字額解消計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1 公債負担適正化計画の策定

地財法第5条の4第1項第2号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2 公債負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

(1) 公債負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行ふものとする。

(2) 公債負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、公債負担適正化計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

四 地方公共団体の組合等の場合

1 地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの方公共団体が設置団体である地方開発事業団については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

2 「七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八 その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

五 不適正行為により許可を要する場合

1 元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず若しくは許可を受けずに起債を行った地方公共団体若しくは虚偽記載等不正を行った地方公共団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

六 標準税率未満により許可を要する場合

1 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は

地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等

1 資金不足比率(健全化法第22条第1項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。)が経営健全化基準(健全化法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。以下同じ。)以上である許可公営企業(地財法第5条の4第3項第1号及び第2号に規定する公営企業をいう。以下同じ。)及び資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる許可公営企業(健全化令第20条の規定に該当することにより経営健全化計画を定めることを要しない公営企業を除く。以下「経営健全化基準以上企業」という。)にあつては、原則として、経営健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

2 経営健全化基準以上企業の地方債の許可基準

(1) 経営健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行いうるものとする。
- 20 -
(2) 経営健全化基準以上企業のうち、公営企業の経営の早期の健全化が困難であると認められるときは、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第24条で準用する健全化法第7条の規定による勧告を受けた公営企業にあつては、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

八 その他資金不足等により許可を要する場合

1 許可公営企業のうち、経営健全化基準以上企業以外の公営企業(以下「資金不足等解消計画策定企業」という。)は、公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画(以下「資金不足等解消計画」という。)を策定するものとする。

2 資金不足等解消計画策定企業の地方債の許可基準

(1) 資金不足等解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行いうるものとする。

(2) 資金不足等解消計画策定企業のうち、当該公営企業に対する一般会計又は他の特別会計による適切な負担区分に基づく負担がなされないもの、多額の赤字を有し、又は料金その他の収入の確保を怠り、経営健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

九 簡易協議手続の準用

一の2、二の2、三の2、七の2及び八の2により制限される地方債に係る許可手続並びに五の場合に係る許可手続を除き、許可団体の地方債許可手続については協議団体に係る簡易協議手続を準用する。

九 簡易協議手続の準用

一の2、二の2、三の2、七の2 及び八の2により制限される地方債に係る許可手続並びに五の場合に係る許可手続を除き、許可団体の地方債許可手続については協議団体に係る簡易協議手続を準用する。

地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

七 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等

1 資金不足比率(健全化法第22条第1項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。)が経営健全化基準(健全化法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。以下同じ。)以上である許可公営企業(地財法第5条の4第3項第1号及び第2号に規定する公営企業をいう。以下同じ。)及び資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる許可公営企業(健全化令第20条の規定に該当することにより経営健全化計画を定めることを要しない公営企業を除く。以下「経営健全化基準以上企業」という。)にあつては、原則として、経営健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

2 経営健全化基準以上企業の地方債の許可基準

(1) 経営健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行いうるものとする。

八 その他資金不足等により許可を要する場合

1 許可公営企業のうち、経営健全化基準以上企業以外の公営企業(以下「資金不足等解消計画策定企業」という。)は、公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画(以下「資金不足等解消計画」という。)を策定するものとする。

2 資金不足等解消計画策定企業の地方債の許可基準

(1) 資金不足等解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行いうるものとする。

(2) 資金不足等解消計画策定企業のうち、当該公営企業に対する一般会計又は他の特別会計による適切な負担区分に基づく負担がなされないもの、多額の赤字を有し、又は料金その他の収入の確保を怠り、経営健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めているない地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一 健全化法第3項に基づく同意を得た財政再生団体の許可基準等

- 1 財政再生団体の内容が着実に行われているものとし、その実施が着実に行われるものとする。
2 財政再生団体に係る許可を行つるものとする。
3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。
- 4 財政再生計画の実施が着実に行われていないものとし、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
5 財政再生団体等が加入する組合及び財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留して地方債の許可等を行うものとする。

二 一に係るものの以外の財政再生団体等の許可基準
健全化法第11条ただし書及び健全化法第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行つものとする。
また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

- 1 財政再生団体等が加入する組合及び財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留して地方債の許可等を行うものとする。
- 2 財政再生計画の実施が着実に行われていないものとし、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
3 財政再生団体等が加入する組合及び財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留して地方債の許可等を行うものとする。

第五 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めているない地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一 健全化法第3項に基づく同意を得た財政再生団体の許可基準等

- 1 財政再生団体の内容が適なものとし、その実施が適るものとする。
2 財政再生計画の内容が着実なものとし、その実施が着実に行われるものとする。
3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二 一に係るものの以外の財政再生団体等の許可基準
健全化法第11条ただし書及び健全化法第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行つものとする。
また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第六 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めているない地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めているない地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一 健全化法第3項に基づく同意を得た財政再生団体の許可基準等

- 1 財政再生団体の内容が適なものとし、その実施が適るものとする。
2 財政再生計画の内容が着実なものとし、その実施が着実に行われるものとする。
3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二 一に係るものの以外の財政再生団体等の許可基準
健全化法第11条ただし書及び健全化法第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行つものとする。
また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第三 退職手当債に係る許可基準

退職手当債に係る許可基準

一 退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可申請

許可申請の単位として行うものとする。

二 普通会計退職手当債

普通会計退職手当債に係る許可基準

三 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

四 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めているない地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一 健全化法第3項に基づく同意を得た財政再生団体の許可基準等

- 1 財政再生団体の内容が適なものとし、その実施が適るものとする。
2 財政再生計画の内容が着実なものとし、その実施が着実に行われるものとする。
3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二 一に係るものの以外の財政再生団体等の許可基準
健全化法第11条ただし書及び健全化法第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行つものとする。
また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第三 退職手当債に係る許可基準

退職手当債に係る許可基準

一 退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可申請

許可申請の単位として行うものとする。

二 普通会計退職手当債

普通会計退職手当債に係る許可基準

三 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

四 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

五 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

六 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

七 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

八 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めているない地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一 健全化法第3項に基づく同意を得た財政再生団体の許可基準等

- 1 財政再生団体の内容が適なものとし、その実施が適るものとする。
2 財政再生計画の内容が着実なものとし、その実施が着実に行われるものとする。
3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二 一に係るものの以外の財政再生団体等の許可基準
健全化法第11条ただし書及び健全化法第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によつて、許可を行つものとする。
また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第三 退職手当債に係る許可基準

退職手当債に係る許可基準

一 退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可申請

許可申請の単位として行うものとする。

二 普通会計退職手当債

普通会計退職手当債に係る許可基準

三 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

四 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

五 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

六 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

七 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

八 公営企業退職手当債

公営企業退職手当債

よつて、当該公営企業の将来の人事費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

2 第三セクター等改革推進債

第三セクター等改革推進債については、議会の議決を得て公営企業の廃止、土地開発公社若しくは地方道路公社の解散若しくは業務の一部の廃止又は損失補償を行っている法人等の解散若しくは事業の再生に取り組む地方公共団体であつて、その財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来負担比率で定めた比率を抑制するための他の総務省令で定めた事項を定めた計画を作成し、将来的財政の健全な運営に資する改革を行うと認められる地方公共団体に係る地財法第33条の5の7第1項各号に掲げる経費を対象とする。

二 退職手当債及び第三セクター等改革推進債に係る許可手続
協議団体に係る簡易協議手続は、退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可手続について準用する。

2 第三セクター等改革推進債

第三セクター等改革推進債については、議会の議決を得て公営企業の廃止、土地開発公社若しくは地方道路公社の解散若しくは業務の一部の廃止又は損失補償を行っている法人等の解散若しくは事業の再生に取り組む地方公共団体であつて、その財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来負担比率で定めた比率を抑制するための他の総務省令で定めた事項を定めた計画を作成し、将来的財政の健全な運営に資する改革を行うと認められる地方公共団体に係る地財法第33条の5の7第1項各号に掲げる経費を対象とする。

二 退職手当債及び第三セクター等改革推進債に係る許可手続
協議団体に係る簡易協議手続は、退職手当債及び第三セクター等改革推進債の許可手続について準用する。

よつて、当該公営企業の将来の人事費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。